

魚津市告示第46号

事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の規制
基準の設定について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条第1項の規定に基づき、事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の規制基準を次のとおり定める。

なお、関係詳細図面は、魚津市民生部環境安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

魚津市長 澤崎 義敬

事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の規制
基準

- 1 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第4条第1項第1号の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次の表のとおりとする。

特定悪臭物質の種類	規制基準	
	工業専用地域	その他の用途地域
アンモニア	2ppm	1ppm
メチルメルカプタン	0.004ppm	0.002ppm
硫化水素	0.06ppm	0.02ppm
硫化メチル	0.05ppm	0.01ppm
二硫化メチル	0.03ppm	0.009ppm
トリメチルアミン	0.02ppm	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.03ppm	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.07ppm	0.02ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.02ppm	0.009ppm
イソバレルアルデヒド	0.006ppm	0.003ppm

イソブタノール	4ppm	0.9ppm
酢酸エチル	7ppm	3ppm
メチルイソブチルケトン	3ppm	1ppm
トルエン	30ppm	10ppm
スチレン	0.8ppm	0.4ppm
キシレン	2ppm	1ppm
プロピオン酸	0.07ppm	0.03ppm
ノルマル酪酸	0.002ppm	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.002ppm	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.004ppm	0.001ppm

備考

- 1 この表に掲げる値は、大気中における当該特定悪臭物質の含有率とする。
- 2 この表に掲げる工業専用地域とは、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（平成24年魚津市告示第45号）に掲げる規制地域のうち工業専用地域をいい、その他の用途地域とは、悪臭原因物の排出を規制する地域に掲げる規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。
- 2 法第4条第1項第2号の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準は、次のとおりとする。
 - (1) 次の式により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。以下同じ。）の流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

備考

- 1 この式において q、He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。
 - q 流量（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
 - He 次号に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位メートル）
 - Cm 前項に規定する特定悪臭物質の値（単位 100万分率）

2 次号に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

(2) 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left[1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} + 1 \right]$$

備考 これらの式において、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_e 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

H_o 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度15度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)]

3 法第4条第1項第3号の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場敷地外における規制基準は、次の式により算出した特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。以下同じ。)の排出水中の濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CL_m = k \times C_m$$

備考 この式において、 CL_m 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

CL_m 排出水中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)

k 別表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の中欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の右欄に掲げる値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cm 第1項に規定する特定悪臭物質の値(単位 100万分率)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(適用)

2 この告示は、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域附則第2項の規定により適用された地域について適用する。

別表

特定悪臭物質の種類	当該事業場から敷地外に排出される排出水の量	値
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9